

いつまでも
いきいきと暮らすために

高齢者支援 パンフレット

令和6年度版

お問い合わせ

介護保険課 (介護認定) ☎0942-30-9205(直通)
(介護サービス) ☎0942-30-9036(直通)
(指定・指導) ☎0942-30-9247(直通)
(介護保険料) ☎0942-30-9240(直通) FAX0942-36-6845
Eメール kaigo@city.kurume.lg.jp (両課共通)

長寿支援課 (高齢者福祉・相談支援) ☎0942-30-9038(直通)
(介護予防・生きがい支援) ☎0942-30-9207(直通)
Eメール chouju@city.kurume.lg.jp

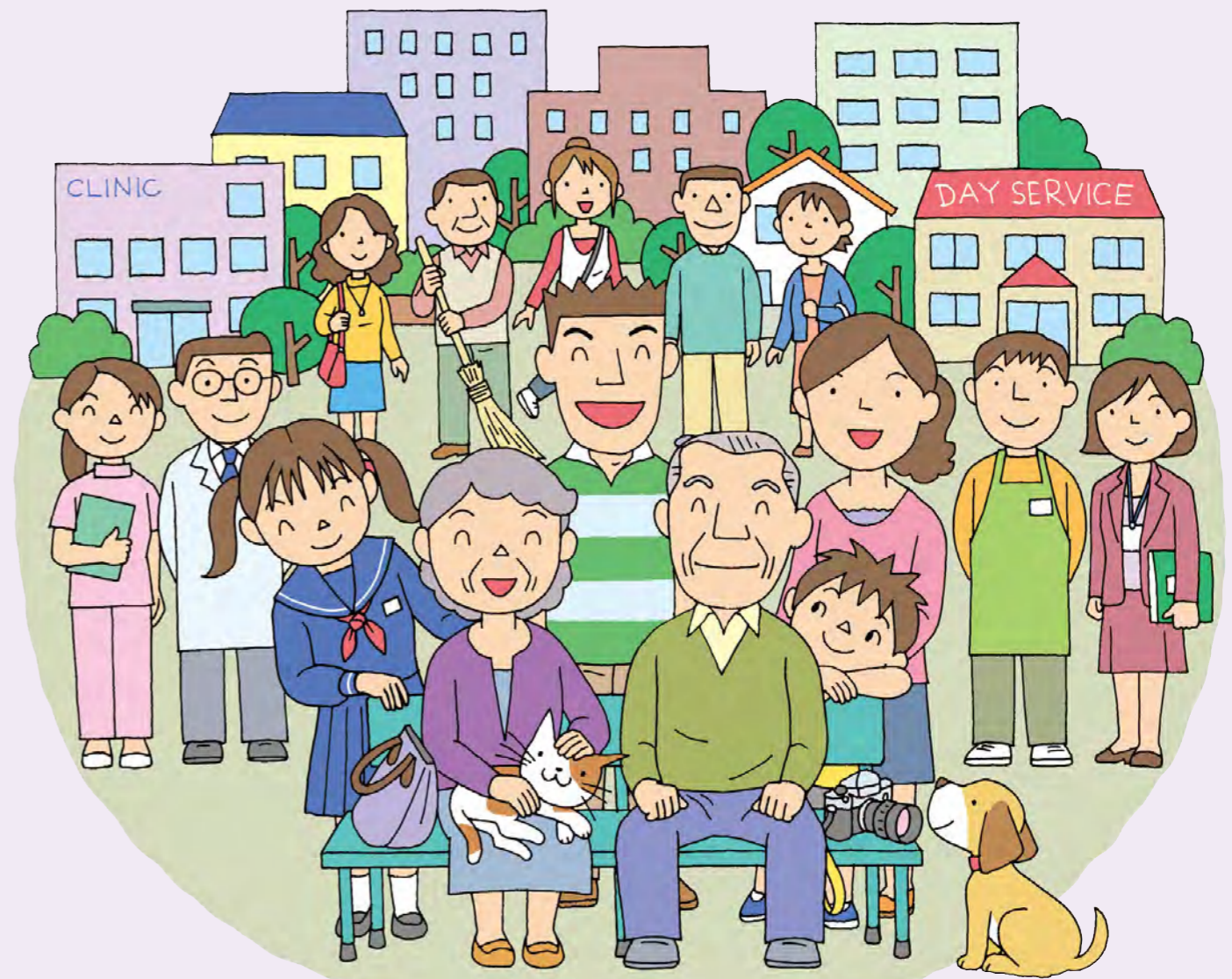
地域保健課 (おたっしゅ出張講座) ☎0942-30-9033(直通) FAX0942-30-9833
Eメール ho-chiho@city.kurume.lg.jp

田主丸総合支所 市民福祉課 ☎0943-72-2112(直通) FAX0943-72-3819

北野総合支所 市民福祉課 ☎0942-78-3553(直通) FAX0942-78-6482

城島総合支所 市民福祉課 ☎0942-62-2112(直通) FAX0942-62-3732

三猪総合支所 市民福祉課 ☎0942-64-2313(直通) FAX0942-65-0957

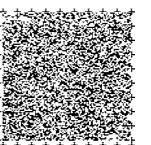
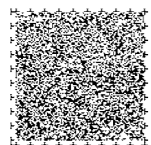


セーフコミュニティ国際認証都市 久留米市

— みんなで取り組む安全安心まちづくり —



各ページに記載されている、音声コードをスマートフォン用音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」(iOS/Android) 及び視覚障害者向けアプリ「Uni-Voice Blind」(iOSのみ) で読み取ることで、文字情報を音声で読み上げると同時に、テキストにて画面表示されます。
お持ちのスマートフォンに、音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」(iOS/Android) 及び視覚障害者向けアプリ「Uni-Voice Blind」(iOSのみ) のインストールが必要です。



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



禁無断転載 ©東京法規出版

久留米市

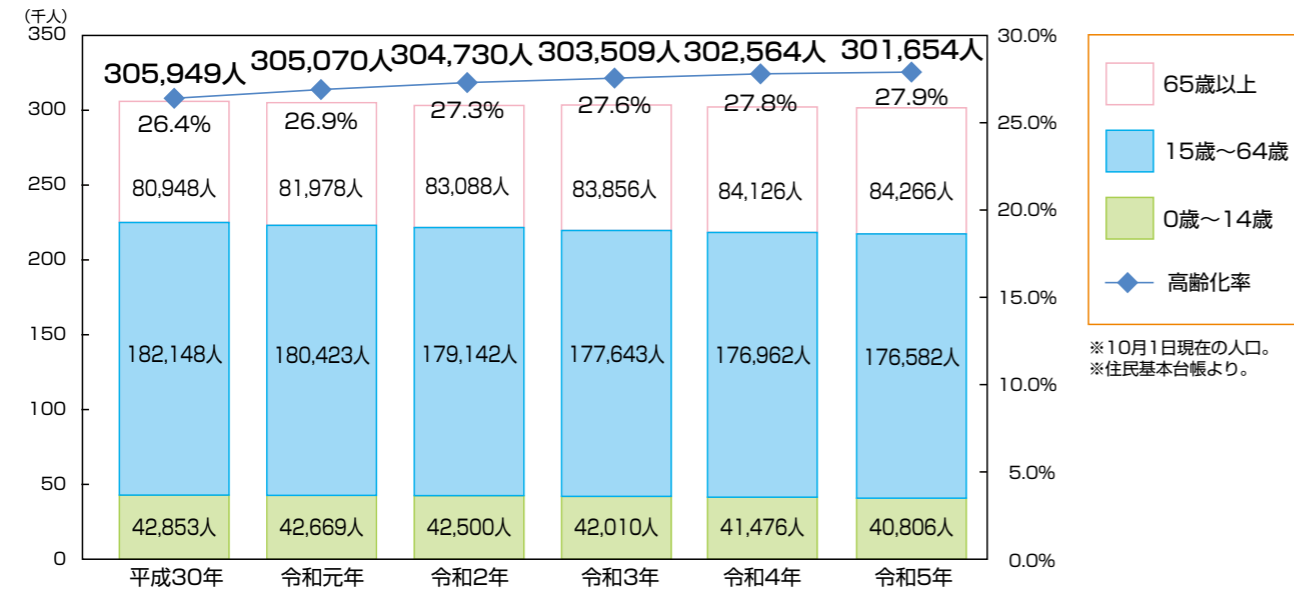
もくじ

世界に先駆けて急速に高齢化が進展するわが国では、総人口が減少する一方で、65歳以上人口は、大幅に増加しており、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は、29.1%となっています。（令和5年10月1日現在）。

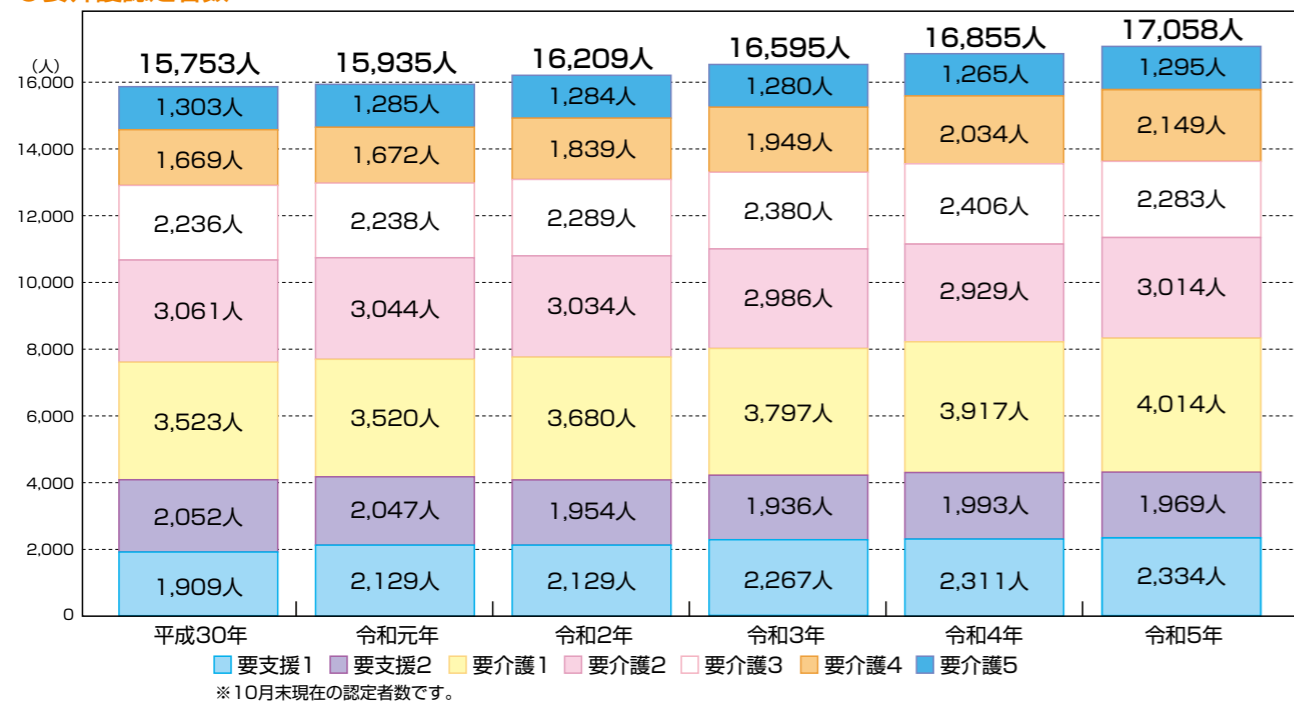
今後、高齢者の方々が自ら望む環境で、いきいきと生活するには、生活機能低下を未然に防止し、生活機能を維持・向上させるとともに、家族や地域の方々との交わりを大事にすることがこれまで以上に重要になります。また、久留米市で受けられる公的なサービス（生きがいづくり・高齢者福祉・介護保険・介護予防など）にはどのようなものがあるかを十分把握した上で、上手に利用することも大切です。

このパンフレットは、本市にお住まいの高齢者の方々の充実した生活を支援するため、介護保険制度を中心に説明しています。

●久留米市の人口構成と高齢化率



●要介護認定者数



高齢者の生きがいづくり

高齢者の生きがいづくり 04

高齢者福祉サービス

在宅サービスについて 05

高齢者を介護する家族への支援について・養護老人ホーム等への入所について 06

認知症の方やその家族への支援について 07

介護保険制度

地域包括支援センター 08

一般介護予防事業 10

介護保険のしくみ 11

介護保険料の決め方と納め方 12

保険証と介護保険負担割合証 16

介護に関するサービス利用の手順 18

介護保険サービスの利用方法 20

要介護認定と利用できるサービス 21

基本チェックリストとは 22

ケアプラン作成の流れ 24

介護予防・日常生活支援総合事業 26

介護予防・生活支援サービス事業の内容 27

介護予防・生活支援サービス事業の内容(短期集中型) 28

介護保険・介護予防サービスの内容 29

サービスの利用者負担 38

介護保険サービスの適正利用 42

主な相談窓口

主な相談窓口 43

久留米市高齢者憲章

(平成8年11月20日制定)

- 健康と自立への努力..... 自ら心身の健康づくりに努め、経済的・社会的・生活的な自立をめざします。
- 生涯学習と社会参加の促進..... 高齢者が生涯を通じて学習でき、社会の一員として生きがいをもって活躍できるまちをつくります。
- 保健・医療・福祉の充実..... 豊かな医療環境を活かし、保健・福祉を充実して、高齢者が安心して健やかに暮らせるまちをつくります。
- 生活環境の整備..... 水と緑に囲まれた自然環境との共生をはかり、高齢者が安全で快適に暮らせるまちをつくります。
- 安らぎのある家庭と地域の連帯... 家庭の安らぎや地域の温かいふれあいに満ちた、高齢者にやさしいまちをつくります。

この憲章は、市民から寄せられた文案などをもとに、市民各界の代表からなる「高齢者憲章制定委員会」の審議を経て、久留米市が制定したものです。

高齢者の生きがいづくり

生きがいづくり

① 老人いこいの家

久留米市内に28ヶ所設置されており、高齢者を中心に幅広い世代が利用できる施設です。



② 老人クラブ活動

概ね60歳以上の方が自主的に運営し、お互いの親睦を深めるとともに、地域社会との交流や各種の活動を通じて、充実した生活の実現を目指して、それぞれに特色のある活動を展開されています。

主な活動

- スポーツ大会（ゲートボール、グラウンド・ゴルフなど）
- 芸能発表会
- 教養趣味活動
- 社会参加活動

③ 総合福祉会館・福祉センター等

高齢者等の生きがいづくり活動、レクリエーションなどを通じ、高齢者の健康増進、教養向上のための支援を行っています。

お問い合わせ
 久留米市総合福祉会館 ☎0942-38-9288 FAX0942-38-9289
 田主丸老人福祉センター ☎0943-73-1526 FAX0943-72-1706
 三瀬総合福祉センター ☎0942-65-1200 FAX0942-65-1219

主なもの ●各種クラブ活動 ●ヘルストロン(通電いす) の利用 など

④ 高齢者の健康づくり・シニアアート展

● 高齢者の健康づくり

1人用のトランポリンを使ったケア・トランポリン健康運動教室を開催しています。

● シニアアート展

絵画、手芸・工芸、書道、写真、共同作品の5分野で作品を募集・展示し、優秀な作品は表彰しています。



敬老・長寿のお祝

① 敬老大会の開催

各校区コミュニティセンター、自治会等で長寿をお祝いする催しがそれぞれに工夫して行われています。

② 100歳のお祝い

100歳の方にお祝い状と記念品をお渡しします。

高齢者福祉サービス

在宅(自宅や施設に通って受けられる)サービスについて

このサービスは概ね65歳以上の方を対象とし、ご本人の身体状況や世帯状況さらには所得状況により、利用できるサービスは制限があります。

① 高齢者配食事業

要介護1以上の認定を受けた方で、食材を入手し調理することが困難な高齢者のみの世帯等に、一人につき1日2食(昼食と夕食)週6日以内で、安否の確認を行うとともに配食をします。

■利用料

非課税世帯の方=1食あたり450円
 課税世帯の方=1食あたり650円

■問い合わせ先

長寿支援課または各総合支所市民福祉課

② 緊急通報システム

概ね65歳以上で心疾患等の慢性疾患がある方や75歳以上の方で常時注意を要する方、身体障害1・2級の方で緊急時に対応が困難な一人暮らしの方に対し緊急通報機器及び生活活動感知器の貸与を行うことで、生活の安全を確保するサービスです。

■サービス内容

利用者が緊急通報装置のボタンを押した時や、センサーが一定時間利用者の動きを感知しない時に、市が委託した事業者等に連絡され、安否確認や救急活動が行われます。

■利用料

	固定電話回線 使用方式	固定電話回線 未使用方式
非課税世帯の方	無料	1月あたり1,100円
課税世帯の方	1月あたり600円	1月あたり1,700円

■問い合わせ先

長寿支援課または各総合支所市民福祉課

③ 日常生活用具給付事業

自宅で生活する非課税世帯の一人暮らしの高齢者や要援護高齢者が、心身機能の低下により防火の配慮等が必要な方に用具(電磁調理器、自動消火器、火災警報器)を支給します。

※補助単価を超える場合は、自己負担が発生します。

■問い合わせ先

長寿支援課または各総合支所市民福祉課

④ 住宅改造費の助成

要介護(支援)認定を受けた被保険者が現に居住する住宅について、心身や住宅の状況を勘案し、日常生活の自立を助けるために必要な改造工事をする場合に、申請して認められると、改造費用の一部が助成されます。市民税非課税世帯で、介護保険の住宅改修20万円を既に使っている場合等に限られます。まずは担当のケアマネジャーにご相談ください。

(対象外の例)

※老朽部分の補修、新築、増築には適用できません。

■補助金額

30万円(上限額)※超過した費用は自己負担となります。

■問い合わせ先

介護保険課または各総合支所市民福祉課

⑤ 介護用品支給事業

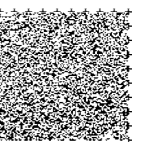
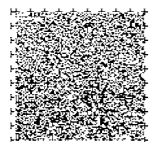
非課税世帯(生活保護世帯は対象外)の在宅の高齢者等で、要介護3以上の認定をお持ちの、常時おむつを使用している方に対して、紙おむつ等の支給をするサービスです。

■サービス内容

- ・登録店がご自宅まで紙おむつ等をお届けします(直接登録店での購入可)。
- ・紙おむつ等の購入代金の一部として、月額3,000円の介護用品給付券を交付します。

■問い合わせ先

長寿支援課または各総合支所市民福祉課



高齢者を介護する家族への支援について

① 家族介護慰労金の支給

要介護4以上の高齢者等を介護保険サービスを利用せずに在宅で介護した場合、申請して要件を満たしていると、その介護者に慰労金が支給されます。ただし、住宅改修、福祉用具の利用、介護保険サービスの利用日数の合計が年間10日以内の場合は、対象となりません。(申請時は、在宅介護中であることが必要です)。

■支給対象期間

申請日以前の過去1年間に限ります。

■支給額

- ①上限は年間12万円です。ただし、30日を超える入院がある場合は減額して支給します。
- ②1世帯に複数の対象者がいる場合は、その人数分支給されます。

■問い合わせ先

長寿支援課または各総合支所市民福祉課

② 生活支援ショートステイ

高齢者が在宅生活を送るうえで、同居の家族の冠婚葬祭や入院などで、一人で留守番をするには不安があるような場合、短期間の施設入所サービスを提供します。ただし、要介護または要支援認定を受けている方、伝染性疾患を有し他に感染させるおそれがある方、医療機関において入院加療の必要のある方、他に著しい迷惑を及ぼすおそれのある方は除きます。

■利用限度

原則として、30日間につき、7日以内の利用ができます。

■利用料

1日あたり2,207円(養護老人ホームまたはケアハウス利用)または1日あたり2,493円(特別養護老人ホーム利用)
※ただし、生活保護受給世帯は1,769円

■問い合わせ先

長寿支援課または地域包括支援センター・各総合支所市民福祉課

養護老人ホーム等への入所について

① ケアハウス・軽費老人ホーム

60歳以上で、虚弱等が原因で、自宅での生活に不安があり、家族による援助を受けることができない方はケアハウスや軽費老人ホームを利用できます。

■利用料

入居一時金の有無や金額、月額利用料等は、各施設や入所者の負担能力に応じて異なります。

■入所手続

各施設に直接お問い合わせください。

② 養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で、環境上、経済上の理由により、在宅で生活ができなくなった方で、市が行う老人ホーム入所判定委員会で施設への入所が認められた方は、養護老人ホームへ入所することができます。

■費用負担

本人及び扶養義務者の負担能力で決まります。

■申請手続

長寿支援課で行います。

③ 高齢者あんしん登録制度

認知症などが原因で行方不明となるおそれのある高齢者の情報を事前に登録し、行方がわからなくなった時には、登録された情報をもとに捜索を行い、発見時の身元確認、家族への連絡を行うための制度です。

登録した方には緊急連絡用シール(アイロンプリント)を10枚(無料)配付します。

■問い合わせ先

長寿支援課または各総合支所市民福祉課

④ 行方不明高齢者等位置情報検索サービス利用補助金

認知症などが原因で行方不明になる恐れのある高齢者等の家族等に、行方不明になった場合に備え、位置情報検索サービス(GPS等)の利用に係る費用を助成します。

■対象者

次の者を介護する家族等

- ①市内に居住する65歳以上の認知症高齢者
- ②市内に居住する40歳以上65歳未満の者で初老期における認知症により介護保険の認定を受けている者

■補助金額

28,000円(上限額)※超過した費用は自己負担となります。

■補助要件

GPS等を使用した機器を使用すること。(但し、携帯電話やスマートフォンを除く)

■問い合わせ先

長寿支援課

③ 生活支援ハウスへの入居について

久留米市にお住まいの概ね65歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみの世帯に属する方で、高齢等のため独立した在宅生活が不安な方は、生活支援ハウスに入所することができます。ただし、常時介護を要する方または医療管理が必要な方、他人に迷惑を及ぼすなど共同生活に適さないと認められる方は除きます。

■入所要件

1. 日常生活動作は、一人で普通にできるか時間がかかっても自分でできる方
 2. ひどい物忘れ等がない方
 3. 問題行動がない方
 4. 常時の見守りが必要ではない方
- 上記の4つとも満たしていることが必要です。

■費用負担

前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入に応じて決まります。

■申請手続

長寿支援課で行います。

施設名	所在地	電話番号
ふじの郷	白山町390-21	38-2235

認知症の方やその家族への支援について

認知症は早めに気づき対応することで、進行を遅らせたり、症状を軽減したりすることにつながります。右記は認知症の症状や特徴を記載していますが、あくまで気づくためのポイントであり、医学的な診断基準ではありません。気になる症状があれば、かかりつけ医や地域包括支援センター(8~9ページ)への相談のほか、下記の事業を利用しましょう。

① 認知症介護電話相談：同じ悩みや不安を体験した介護経験者が生活の悩みや介護の相談に電話で応じます。相談は匿名でも可能です。毎週日曜日(年末年始、祝日を除く)10時~15時
相談専用電話：0942-30-9210

② ものわすれ予防検診：認知症機能検査を実施し、検査後には結果をもとに、受診勧奨、認知症予防のための生活習慣指導等の助言や情報提供を行い、早期発見・早期対応へ繋げています。(事前申込制、無料)

③ 認知症イベント：認知症の予防・早期発見・早期対応の必要性や、地域で認知症の人とその家族を支援する取組みなどをテーマとした講演会等を開催しています。

④ 認知症サポーター養成講座：認知症について正しく理解してもらうため、認知症に関する基礎知識や、認知症の人への対応方法等について、専門講師を無料で派遣しています。

■①~④の問い合わせ(予約先)

長寿支援課

電話：0942-30-9207

FAX：0942-36-6845



【認知症支援ガイドブック】

長寿支援課、各総合支所、各市民センター、各地域包括支援センターに設置しています。市のホームページにも掲載しています。

家族がつくった認知症 早期発見の目安

(出典：公益社団法人 認知症の人と家族の会)

●もの忘れがひどい

- 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- 同じことを何度も言う・問う・する
- しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う

●判断・理解力が衰える

- 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- 新しいことが覚えられない
- 話のつじつまが合わない
- テレビ番組の内容が理解できなくなった

●時間・場所がわからない

- 約束の日時や場所を間違えるようになった
- 慣れた道でも迷うことがある

●人柄が変わる

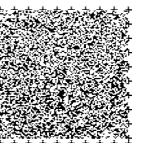
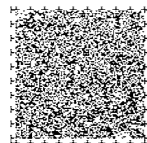
- 些細なことで怒りっぽくなった
- 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- 自分の失敗を人のせいにする
- 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

●不安感が強い

- ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- 外出時、持ち物を何度も確かめる
- 「頭が変になった」と本人が訴える

●意欲がなくなる

- 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- ふさぎ込んで何をするのも億劫がりいやがる



地域包括支援センター

地域包括支援センターとは、介護、健康、虐待防止、権利擁護など、高齢者の日常に関する相談や支援を行うところです。さまざまな相談に対応できるように、保健師等・主任ケアマネジャー・社会福祉士が配置されていて、行政・介護サービス事業者・地域住民団体などと連携を図って、包括的なサポートを行います。

さまざまな相談ごと（総合相談）

- ・ 家族の介護に不安がある
- ・ 近所の高齢者が心配だ など

虐待防止や権利擁護のこと

- ・ 近所の高齢者が虐待を受けている
- ・ 高齢者を虐待してしまう
- ・ 最近、お金の管理が不安になってきた など

認知症に関すること

- ・ もの忘れ症状のある高齢者やその家族等に対する相談・助言
- ・ 医療機関や介護サービス事業者及び地域の支援機関等との連携 など

専門職がチームを組んで対応します



保健師等 主任ケアマネジャー 社会福祉士

介護保険や介護予防のこと

- ・ 介護認定で要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストによる事業対象者の支援計画（ケアプラン）作成
- ・ 最近、体が少し弱ってきた方への介護予防事業の紹介 など

専門職への支援

- ・ 地域で活動しているケアマネジャーに対する支援
- ・ ケアマネジャーの地域ネットワークの構築 など

※久留米市においては、業務を「一般社団法人 くるめ地域支援センター」に委託しています。

地域の機関とネットワークを結んでいます



居宅介護支援事業者



市区町村の指定を受け、ケアマネジャー（介護支援専門員）がいる機関です。要介護認定の申請の代行※や、ケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整などを行っています。
※申請代行ができる事業者は厚生労働省令で定められます。

久留米市地域包括支援センター 一覧

名称	(場所)・住所	担当する校区	電話番号	FAX	開所時間
久留米中央 地域包括支援センター	HM久留米ビル1階 久留米市東町32-2	日吉、篠山、 南薫、荘島、長門石	(0942) 46-8711	(0942) 34-7217	8:30~17:15 (月~金)
久留米中央第2 地域包括支援センター	IKEDAビル1階 久留米市原古賀町30-1	京町、鳥飼、金丸	(0942) 27-6860	(0942) 27-6654	8:30~17:15 (月~金)
久留米中央第3 地域包括支援センター	えーるピア久留米敷地内 久留米市諏訪野町1903-6	西国分、東国分	(0942) 27-6886	(0942) 27-6874	8:30~17:15 (月~金)
久留米東 地域包括支援センター	久留米市東部地域高齢者ケアステーション 久留米市山本町豊田1499-21	山川、山本、善導寺、大橋、草野	(0942) 41-5522	(0942) 47-2777	8:30~17:15 (月~金)
久留米東第2 地域包括支援センター	田主丸総合支所1階 久留米市田主丸町田主丸459-11	船越、水分、柴刈、川会、竹野、 水縄、田主丸	(0943) 72-8055	(0943) 72-0833	8:30~17:15 (月~金)
久留米西 地域包括支援センター	三瀧総合支所2階 久留米市三瀧町玉満2779-1	城島（下田・浮島を含む）、青木、 江上、犬塚、西牟田、三瀧	(0942) 51-6100	(0942) 64-2082	8:30~17:15 (月~金)
久留米西第2 地域包括支援センター	市営大善寺団地No.8棟1階 久留米市大善寺南2-10-8	荒木、安武、大善寺	(0942) 27-8569	(0942) 27-5958	8:30~17:15 (月~金)
久留米南 地域包括支援センター	南部保健センター 久留米市上津1-13-22	上津、青峰、高良内	(0942) 51-2332	(0942) 21-2103	8:30~17:15 (月~金)
久留米南第2 地域包括支援センター	教育センター1階 久留米市南1-8-1	南、津福	(0942) 36-5311	(0942) 36-5312	8:30~17:15 (月~金)
久留米北 地域包括支援センター	コスモすまいる北野 久留米市北野町中3253	北野、弓削、大城、金島、 小森野、宮ノ陣	(0942) 23-1055	(0942) 78-7255	8:30~17:15 (月~金)
久留米北第2 地域包括支援センター	地場産くるめ2階 久留米市東合川5-8-5	御井、合川	(0942) 65-5156	(0942) 65-5305	8:30~17:15 (月~金)

地域包括支援センター

久留米中央 地域包括支援センター
久留米中央第2 地域包括支援センター
久留米中央第3 地域包括支援センター
久留米東 地域包括支援センター
久留米東第2 地域包括支援センター
久留米西 地域包括支援センター
久留米西第2 地域包括支援センター
久留米南 地域包括支援センター
久留米南第2 地域包括支援センター
久留米北 地域包括支援センター
久留米北第2 地域包括支援センター

一般介護予防事業

●個人で参加できる介護予防事業

(対象者) 概ね65歳以上の高齢者であれば、誰でも参加できる事業です。
ただし、参加にあたり専門的な支援が必要な方は除きます。

事業名	内容	その他
にこにこステップ運動® & スロージョギング教室	ステップ台を使った昇降運動や歩くくらいのスピードで走るスロージョギング、フレイルに関する講話などを通して、体力や筋力の向上を図り、運動習慣を身につける教室です。	●参加費無料
認知症チェックと予防教室	自分自身の認知機能を知り、講話や運動などを通して日常生活の中で取り組める認知症予防のコツを学ぶ講座です。	●参加費無料
口からはじまる健口(けんこう)講座	口のトラブルを予防・改善するために、日常生活で行えるケアやかかりつけ歯科医を持つ大切さについて学ぶ講座です。	●参加費無料
リズムで座ってストレッチ教室	音楽を利用し、椅子に座ったままできる筋力体操・ストレッチ・口腔体操を行う教室です。	●参加費無料
よかよか介護ボランティア事業	要支援・要介護認定を受けていない方が、社会参加や生きがいづくりなどのために市内の介護保険施設等でボランティア活動を行います。事業に参加するには、事前に説明を受け登録が必要になります。	●活動に応じて、ボランティアポイントが付与されます。

●地域団体を対象とした介護予防事業(介護予防専門講師の派遣)

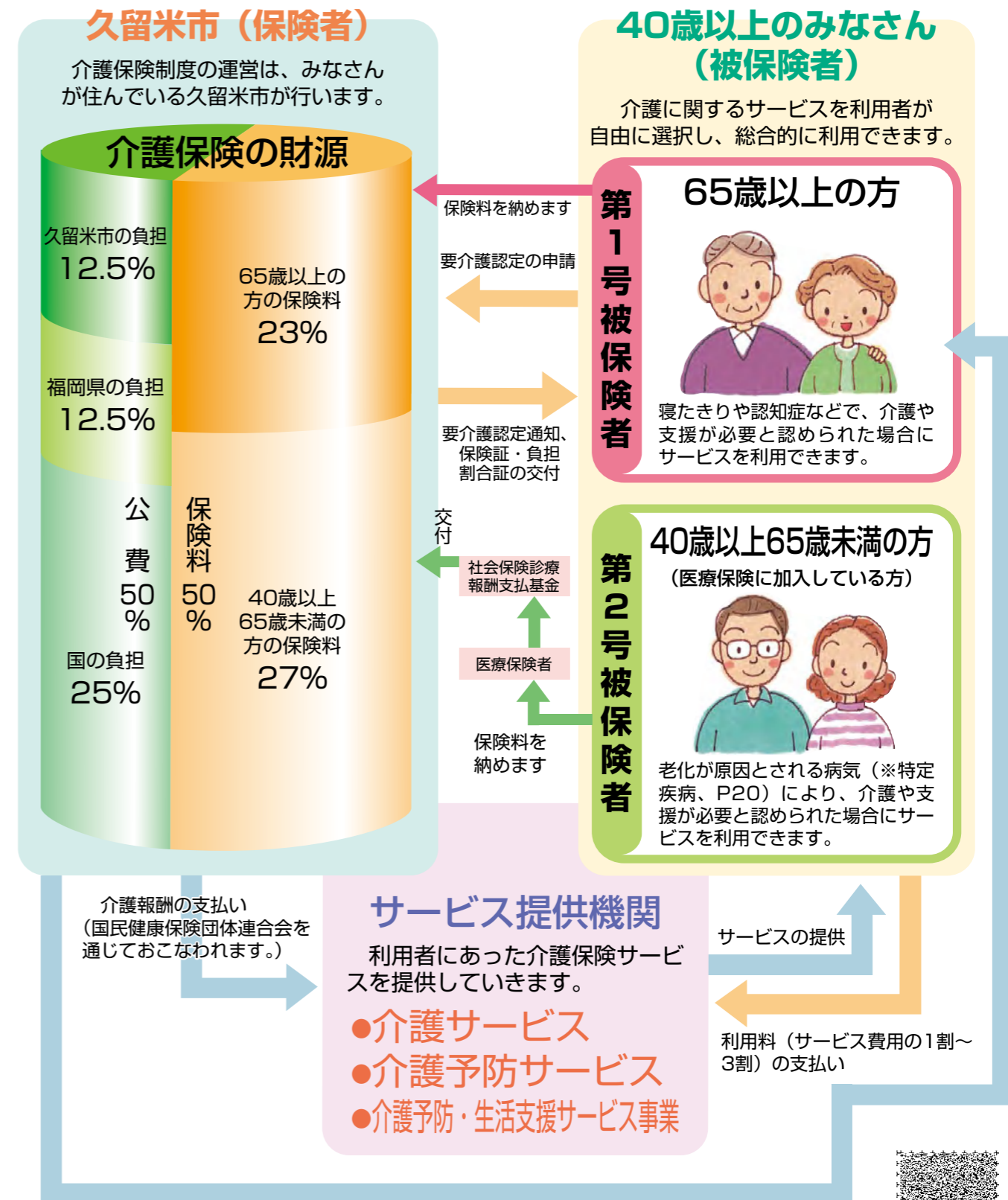
(対象団体) 老人クラブやサロンなど地域で活動されている高齢者の団体。

事業名	内容	その他
お口のための講師派遣	口全体の働きや誤嚥性肺炎のこと、その予防のための歯磨きのコツや口の運動など、歯科衛生士が出向いて指導します。	
にこにこステップ運動® & SJ(スロージョギング)講師派遣	ステップ台を使った昇降運動や、歩くくらいのゆったりしたスピードで走る運動を、団体の皆さんで継続的に行うために、専門の講師が出向いて、正しく効果的な運動法を指導します。	●利用料無料 ●実施会場は団体で準備
身体らくらく講師派遣	地域のリハビリ専門職が、健康講話・実技指導・体力測定などを通じて、介護予防や健康増進のためのアドバイスを行います。	
リズムで座ってストレッチ講師派遣	音楽を活用して、椅子に座ったままできる筋力体操・ストレッチ・口腔体操などを音楽専門講師が指導します。	

【問い合わせ先】健康福祉部長寿支援課 介護予防・生きがい支援チーム

介護保険のしくみ

いつまでも元気で長生きしたいけれど、自分や家族に介護が必要になるときがこないとも限りません。みんなに共通の問題である「介護」を社会全体で支えるしくみが「介護保険制度」です。つまり、みんなで支え、必要なときが来たら支えてもらう制度です。



予防を目的とした諸事業(地域支援事業)

介護保険料の決め方と納め方

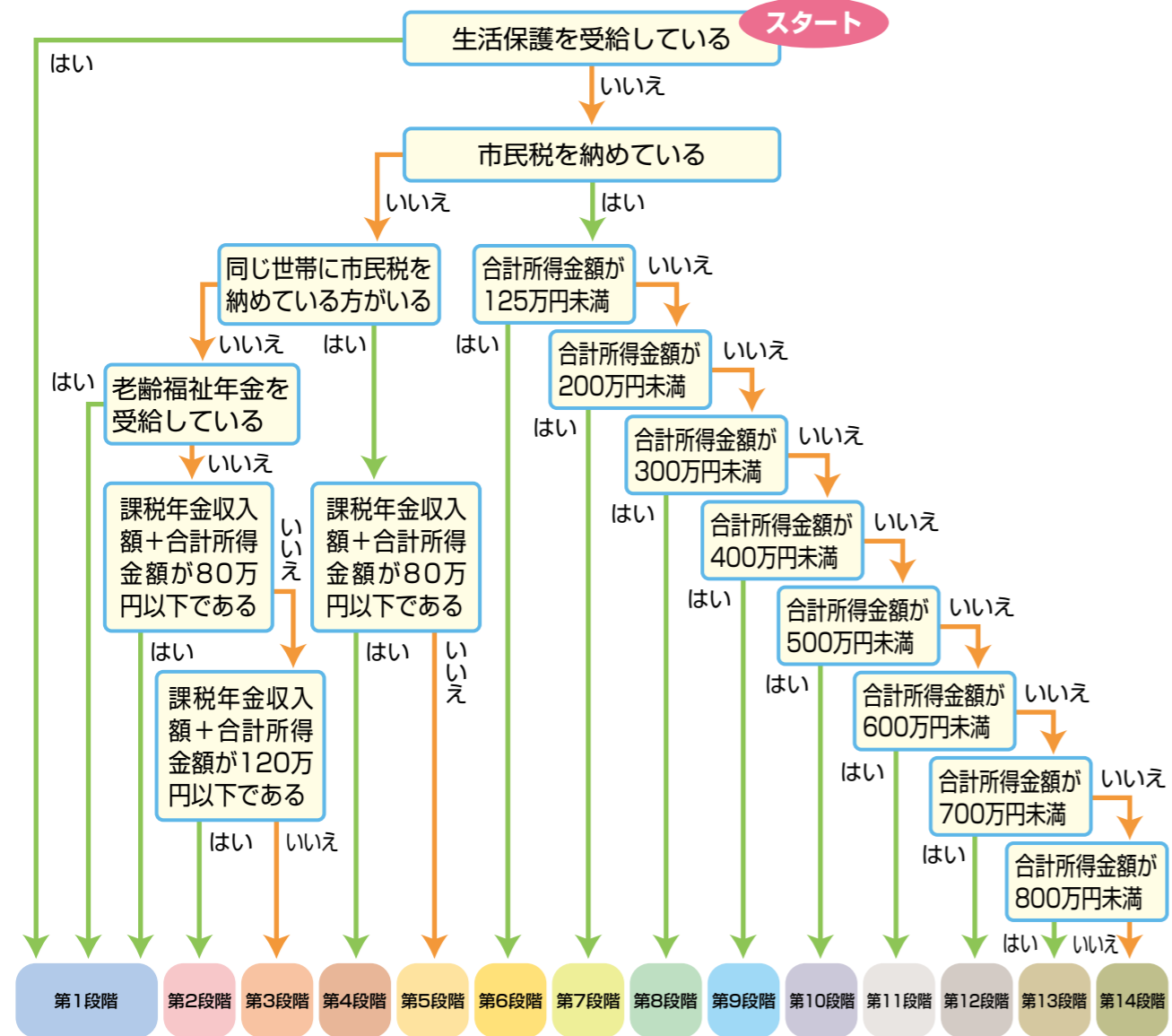
65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

決め方

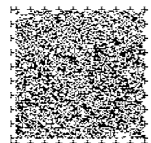
令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)における久留米市の介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担分を除く)の23%分に応じて、65歳以上の方の保険料の基準額が決まります。

介護保険料基準額は、要介護認定者の増加や介護報酬の改定などにより、年額76,296円(月額6,358円)となっています。また、所得段階については本人の所得や世帯の課税状況等に応じた段階設定を行いました。

●あなたの所得段階は?



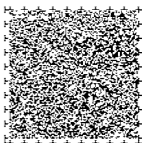
13ページの一覧表をご確認ください。



令和6年度の介護保険料

所得段階	対象者	割合	保険料(年額)
第1段階	市民税非課税世帯 ・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.285	21,744円
第2段階	課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.485	37,004円
第3段階	課税年金収入額とその他の合計所得金額が120万円超の方	基準額×0.685	52,263円
第4段階	市民税本人非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.88	67,140円
第5段階	市民税本人非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円超の方	基準額	76,296円
第6段階	市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の方	基準額×1.13	86,214円
第7段階	市民税本人課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	95,370円
第8段階	市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	114,444円
第9段階	市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	122,074円
第10段階	市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	129,703円
第11段階	市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の方	基準額×1.85	141,148円
第12段階	市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満の方	基準額×2.00	152,592円
第13段階	市民税本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満の方	基準額×2.20	167,851円
第14段階	市民税本人課税で、合計所得金額800万円以上の方	基準額×2.40	183,110円

※算定した保険料額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。
 ※「課税年金収入額」とは、国民年金、厚生年金、共済年金等、市民税の課税対象となる年金の収入額のことです。遺族年金、障害年金、老齢福祉年金等は含みません。
 ※「合計所得金額」とは、各種所得を合計したもので、株式や土地・家屋等の譲渡により生じた損失の繰越控除をする前の金額です。合計所得金額が0円を下回る場合は、0円とします。
 ※税制改正により令和3年度以降の合計所得金額の算出方法が変更となったため、介護保険料の算出においては特例措置を適用しておりましたが、令和6年度以降は市民税非課税の方(所得段階第1~5段階)に関する保険料算定にのみ特例措置を継続しますが、《特例措置》市民税非課税の方(所得段階第1~5段階)は合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得金額(給与所得と年金所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用を受けている方は、その控除前の金額)から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします。
 ※介護保険料の算定は、4月1日時点の住民票の世帯を基準とします。ただし、4月2日以降に65歳になった場合や当市に転入した場合は、その時点の住民票の世帯が基準となります。
 ※所得状況等に応じた区分は、介護保険法施行令第38条及び第39条によるものです。
 ※第1~3段階の方の介護保険料は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。



納め方

原則として年金から納めます。年金額によって納め方は2種類に分かれています。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分からず。

年金が年額18万円以上の方 (月額1万5,000円以上の方)

特別徴収 で納めます。

年金の定期払い（年6回）の際に、2カ月分の介護保険料があらかじめ差し引かれます。



★遺族年金と障害年金も特別徴収の対象となります。

前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている方は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます。なお、その年度の保険料が決定した後に8月の天引き金額を調整します。

	仮徴収			本徴収		
年金支給月	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

年金額が年額18万円以上の方でも次の場合は口座振替または納付書で納めます

- 65歳（第1号被保険者）になったとき
- 保険料の額が変わったとき
- 他の市町村から転入したとき

年金が年額18万円未満の方 (月額1万5,000円未満の方)

普通徴収 で納めます。

納付書または口座振替で、介護保険料を久留米市に個別に納めます。

コンビニエンスストアおよびスマートフォンアプリ（PayPay・LINEPay・Pay B）による決済でも納付することができます。

保険料納付は口座振替が便利です

- 口座振替依頼書による申し込み
【申込場所】 市内にある金融機関窓口
【必要なもの】 通帳、通帳届出印、納付通知書
- キャッシュカードによる申し込み
【申込場所】 市役所、各総合支所、各市民センターの窓口
【必要なもの】 対象金融機関のキャッシュカード
- WEB口座振替受付サービスによる申し込み
【申込サイト】 「こうぶりネット」
※それぞれ対象金融機関については別途お問い合わせください。

65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）**例** 10月1日生まれ → 9月分から
10月2日生まれ → 10月分から

● 64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

〈例：10月2日生まれの方の場合〉

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4～9月分は、医療保険の保険料から納めます。

65歳

● 65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

10月～翌年3月分は、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

40歳から65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料

- 加入している医療保険の算定方法により、医療保険ごとに設定され、保険料は、国民健康保険や健康保険などの医療保険に上乗せして一括して徴収されます。

介護保険料についてのQ&A

Q 介護サービスを利用していなくても、保険料を納めなくてはならないのですか？

A 久留米市においては、65歳以上の高齢者の約20%（5人に1人）が、75歳以上の高齢者では、約34%（3人に1人）が要介護認定を受けています。介護が必要な方を支え、自分や家族に介護が必要になったら支えてもらう、介護保険は社会全体の支えあいの制度ですので、みなさんのご協力をお願いします。

Q 夫婦の場合、2人分の保険料を納めるのですか？

A 介護保険では、65歳以上の方が第1号被保険者となります。そのため、国民健康保険のように世帯主のみが負担するというのではなく、夫婦2人とも65歳以上であれば、それぞれに保険料を負担して頂くことになります。保険料は課税年金収入、合計所得、本人及び同一世帯の方の市民税課税状況等により決められるため、夫婦で保険料が異なることがあります。

Q 生活が苦しく、保険料の支払いが難しいのですが。

A 一定の基準に該当し、資産などを活用してもなお、著しく支払いが困難な場合には、保険料が減額されることがあります。お早めにご相談ください。

Q 保険料を納めないとうなりますか？

A 特別な理由もなく保険料を納めないでいると次のような措置がとられます。保険料は期限までに納めていただくよう、お願いします。

納期限から1年以上納めないでいると、保険給付が償還払いとなり、いったん全額を自己負担しなければならなくなります。

納期限から1年6か月以上納めないでいると、保険給付の一部または全部が一時的に差し止められます。

納期限から2年以上納めないでいると、利用者負担が3割または4割に引き上げられ、また、高額介護サービス費等も支給されなくなります。

納期限内に納付がない方に対して督促状や催告書などにより自主納付を促していますが、それでも納付がない場合には、財産調査・滞納処分を行う場合があります。

Q 保険料基準額は、どのようにして決まるのですか？

A 令和6年度から令和8年度までの3年間に必要な保険給付費（介護給付・予防給付）や地域支援事業費のうち、第1号被保険者（65歳以上の方）が負担する部分（23%）を、負担割合で補正した第1号被保険者数（3年間の延べ人数）で割ることによって、保険料基準額を算出します。

保険給付費等の見込み

